

要 請 文

2025 年 9 月 12 日

内閣府特命担当大臣 三原じゅん子 様
文部科学大臣 阿部俊子 様

学校法人大阪朝鮮学園
大阪朝鮮中高級学校オモニ会・アボジ会
朝鮮高級学校無償化を求める連絡会・大阪
在日本朝鮮人大阪人権協会
高校無償化裁判 歴史的勝訴 8 周年記念集会 参加者一同

2023 年 4 月 1 日、「日本国憲法および児童の権利に関する条約の精神にのっとり、全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的」（こども家庭庁サイト）として、「こども基本法」が施行されました。

同法は「全てのこどもについて、個人として尊重されること・基本的人権が保障されること・差別的取扱いを受けることがないようにすること」等、6 つの基本理念を定め、人種や国籍にかかわらず、全てのこどもについて基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けることがないようにすると謳っています。

この「こども基本法」の理念を具体化し、「こども施策」を総合的に推進するための「こども大綱」が 2023 年 12 月に閣議決定されました。そこでは、「こども施策」を推進するため国際的な連携と協力が必要とされ、「子どもの権利条約」を誠実に遵守すると明記しています。さらに、子どもの権利委員会からの勧告への適切な対応を検討し国内施策を進めると定めています。この「こども大綱」の策定を受けて、各自治体においては「こども計画」が策定され、地域において全てのこどもたちが差別的取り扱いを受けることのない社会の実現に進んでいくものと期待しました。

しかしながら、朝鮮学校に通うこどもや保護者をとりまく状況は、「こども基本法」の理念とはかけ離れた差別にいまなお直面し続けています。

いまだ「高校無償化」制度から朝鮮高校が除外され続け、あまつさえ「幼保無償化」制度においても朝鮮幼稚園が除外され続けています。「幼保無償化」制度から除外された各種学校の施設等を対象として、本制度から 1 年 6 か月遅れて実施されている「地域における小学校就学前の子どもの多様な集団活動利用支援事業（新たな支援策）」も、その支援額は本制度よりも低く設定され、そもそも当該制度は対象となるべき保護者が居住する自治体が、実施する判断（手上げ）をしない限り、その制度を利用して給付を受けることができません。

実際、大阪府下においては大阪市、東大阪市、八尾市、河南町がすでに「手上げ」をし、当該制度を実施していることが確認できています。しかし、朝鮮幼稚園の保護者が現に居住する箕面市、豊中市、高槻市、守口市、羽曳野市、吹田市については、当事者が当該制度の実施をもとめて各自治体に要請に赴いたにもかかわらず、「市内または隣接自治体において本事業の対象となる施設がないこと」（高槻市）や、「市の財政は非常に厳しい状況にあり、各事業の実施等に当たっては […] 緊急度や優先度、ニーズ等を総合的かつ慎重に判断し決定している」（羽曳野市）、また「小学校就学前の子どもの対象とした教育施設の量的な供給は充足している」（吹田市）といった当該制度の背景や趣旨から目を背け、子どもたちの民族教育を受ける権利を否定するような理由を挙げて、いずれも「実施しない」旨の回答をしました。結果、それら自治体に居住する保護者は、望んでも当該制度を利用することができず、同じ朝鮮幼稚園の保護者でも、居住する自治体によって格差が生じています。

さらには、大阪府、大阪市は朝鮮学校に対する補助金を 2010 年度より完全に停止したため、朝鮮学校の財政難が深刻をきわめ、結果として朝鮮学校で学ぶこどもたちの環境に甚大な影響を及ぼしています。

果たしてこれが「こどもまんなか社会」（こども家庭庁）といえるのでしょうか？ わたしたちは、こうした状況に怒りを禁じえません。

このような朝鮮学校をとりまく差別的状況に関し、国連の人種差別撤廃委員会などから繰り返し日本政府に是正勧告が出されています。2019 年 1 月、子どもの権利委員会は、朝鮮学校が高校無償化から除外されている差別的取扱いに対し、朝鮮学校への適用を促進するために基準を見直すことを求める勧告を出しました。なにより朝鮮学校・朝鮮幼稚園は、在日朝鮮人のこどもたちが自らの言葉、歴史、文化など民族的アイデンティティを育むかけがえのない場なのです。

わたしたちは、「こども基本法」の基本理念と、「こども大綱」にある「子どもの権利条約」を誠実に遵守するとの定めが文言通り実行されることを強く望みます。

そして、「幼保無償化」、「高校無償化」など公的支援から朝鮮学校を排除してきた差別的取扱いの見直しを進め、各自治体における朝鮮学校に対する補助金が支給されることで、朝鮮学校に通うこども・子育て世帯への支援が適切に行われるよう、以下要請します。

要 請

一、子どもの権利委員会の勧告を遵守し、朝鮮学校に「高校無償化」制度を適用すること。

一、各種学校の外国人幼稚園、朝鮮学校幼稚園を「幼保無償化」制度の対象施設として認めること。

一、即時に「幼保無償化」制度の対象とすることができない場合、最低限の措置として「地域における小学校就学前の子どもの多様な集団活動利用支援事業」に関し、現行 2 万円の支援額の上限を増額し、実施の判断を地方自治体に委ねる「手上げ方式」をなくすこと。少なくとも、各自治体に当該制度の実施を奨励すること。

一、朝鮮学校と保護者に対する自治体による補助金支給に関し、通知「朝鮮学校に関わる補助金交付に関する留意点について」（27 文科際第 171 号、2016 年）を撤回し、朝鮮学校に対する地方自治体助成を奨励すること。

以上